

平成30年 第2回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成30年 第2回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成30年 2月28日(水) 午後 1時02分 閉 会 平成30年 2月28日(水) 午後 1時57分					
場 所	共和町生涯学習センター 1階 第1学習室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	欠席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	欠席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	欠席
	7	岡 田 政 則	欠席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	欠席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	照 井 誠	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	4 番 菊 池 利 昌 委員			17 番 川 上 芳 浩 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 3	報告第2号 農地あっせんについて					
第 4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 6	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 7	追加 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について					

(午後 1 時 0 2 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 30 年第 2 回共和町農業委員会総会を開催致します。

1 番 小笠原委員、5 番 西本委員、7 番 岡田委員、16 番 石田委員、18 番 上川委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、4 番 菊池委員、17 番 川上委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

補足ですが、こちらにつきましては、この後新規の貸借へ移行しております。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局

今回のあっせん報告は 7 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の申請は4件です。
(議案第1号、議案書を朗読)
補足ですが、1番につきましては、期間満了により返還された農地について、経営移譲年金の対象地であるため、後継者へ10年間の使用貸借を行うものです。
2番につきましては、譲受人は青年就農給付金を受給しており、5年以内の農地の所有権移転が要件であるため、親子間の贈与を行うもので、贈与税は相続時精算課税を選択予定です。
3番と4番につきましては、譲受人の農地に隣接する、譲渡人所有の小規模な農地について贈与を受けるものです。
申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
- 議席2番 1番についてですが、先程の報告第1号の1番にあった合意解約された内容と面積等が変更になっているのは、こういった理由ですか。
- 事務局 こちらの1番につきましては、先程の報告第1号の1番で合意解約された内容のものとは別になりまして、別の方から期間満了により返還された農地を後継者に使用貸借する内容になっております。
なお、合意解約された土地につきましては、後ほど審議いただく議案第3号の利用権設定各筆明細の6番で、新たに別の方に貸付予定となっております。
- 議席2番 わかりました。
- 議長 他に質疑ございませんか。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の転用申請は1件です。
(議案第2号、議案書を朗読)
申請地は、前田の町道起業社線と国道276号線の交差点付近に位置しております。

申請内容ですが、譲受人は大谷地地区のA氏のお子さんで、現在国富に居住しておりますが、譲渡人の農地を一部購入して一般住宅を新築するものです。

この土地は農用地区域外になりまして、農地区分については、水道管と下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、おおむね500m以内に中央幼児センターや前田診療所など、2つ以上の公共公益的施設が存在することから、原則として転用可能な第3種農地と判断できます。

申請地は譲受人の実家や中央幼児センター等に近接しており利便性が高く、また転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認は先週の22日に、川上委員、浦口委員の2名で実施しております。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の第3種農地の転用は除外の対象となっていることから行わないこととしまして、本日の決定をもって明日付けで許可を行うこととなります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長

次に、日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回は、売買が9件と貸借が34件になります。

(議案第3号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長

所有権移転各筆明細の2番は、菊池委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(菊池委員 退席)

○議長

それでは、所有権移転各筆明細の2番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 菊池委員は着席願います。
- (菊池委員 入室)
- 議長 菊池委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (菊池委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の32番は、長門委員の同居の親族に関する件でございます。
- 農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
- (長門委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の32番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
- 長門委員は着席願います。
- (長門委員 入室)
- 議長 長門委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
- (長門委員 着席)
- 議長 それでは、所有権移転各筆明細の2番、利用権設定各筆明細の32番を除く全件について、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
- これより、採決致します。
- 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第7 追加議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 次に、日程第7 追加議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。
- 今回は、貸借が4件です。
- (追加議案第4号、議案書を朗読)

計画の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。

これにて、平成30年第2回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 5 7 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年 2 月 28 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 4 番 菊 池 利 昌 印

議事録署名委員 17 番 川 上 芳 浩 印